

宇部市議会議員政治倫理条例(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

- (1) 意見募集期間：令和8年(2026年)6月22日(月曜日)から令和8年(2026年)7月21日(火曜日)まで
- (2) 意見提出者数：1人
- (3) 意見数：18件
- (4) 区分別意見件数：
 - ア 意見を反映するもの 0件
 - イ 意見の趣旨が既に反映されているもの 1件
 - ウ 参考意見とするもの 4件
 - エ その他 13件

2. 意見及び当該意見に対する考え方

項番	ページ	条 項	意 見	考 え 方	区分
1	－	各条	・ 「－こと。」は、「－しないことも（が）ある。」（努力目標）？	第3条各号の文末「－こと。」については、第3条本文「－しなければならない。」を受け、その具体例を規定しているものです。	エ
2	－	各条	・ 「－こと。」→「してはならない。」、「してはいけない。」（義務）？	同 上	エ
3	1頁	第1条	・ 「基準」？「規範」？→逐条解説1頁	議員の政治倫理に関し、これまで明文化されていなかったものを条例という形式で明確に規定しようとするものであり、他の地方議会においても「条例」という形で制定されています。 なお、第3条において、議員が遵守すべき「政治倫理基準」を定めています。	エ
4	1頁	第2条	・ 「疑惑を解明し－」→「疑惑を解明し、議会及び市民に説明－」？	ご意見のとおり、疑惑を解明する対象は「議会及び市民」ですが、明記する必要がないことから、案のままいたします。	ウ
5	1頁	第3条第1号	・ 根拠法令？	本条例は、法令に規定される範囲を超えて、政治倫理の観点から幅広く身を律しようとするものであり、根拠法令を必要とするものではありません。	エ
6	1頁	第3条第1号	・ 但し書で、「－別に規定する社会通念上禁止されているものを除く。」？→逐条解説3頁	「その地位を利用して不正に」という条文により、ご意見のようなただし書は不要と考えています。	ウ
7	2頁	第5条第2項	・ 「－できるものとし－」→「－できる。」？	審査請求を行うためには、市民にあっては有権者の500分の1以上、議員にあっては定数の3分の1以上を必要としています（第1項）。第2項においては、市長単独で審査請求ができるため、特に事実関係を慎重に確認する必要があることから、議長は会派代表者会議でその対応を協議することと規定しています。	ウ
8	2頁	第5条第2項	・ 「－するものとする。」→「－しなければならない。」？	「－するものとする。」とは、原則や方針を示す場合に用いる用語であり、案のとおりいたします。	エ
9	2頁	第5条第3項	・ 「－3年以内－」→民法との整合性？	本条例は、議会内部の自律的な取組として制定するものであり、民法の規定（消滅時効）との整合性は不要と考えています。	エ
10	3頁	第6条第5項	・ 「－職を辞した後も－」→守秘義務の年限に関し、関係法令との整合性？	地方公務員法第34条第1項に規定する守秘義務に期限の定めはなく、本条例においても同様に、守秘義務の年限は設けません。	エ
11	3頁	第7条第1項	・ 「－対象議員－」→何の対象議員？第5条第1項で（以下「対象議員という。」）の規定？	第6条第3項において、審査の対象となる議員を「対象議員」と定義しています。	エ
12	3頁	第8条第1項	・ 「－議長に対して－」→「－その審査結果を議長に対して文書で－」？	参考意見とさせていただきます。	ウ

項番	ページ	条 項	意 見	考 え 方	区分
13	3頁	第8条第2項、第3項	・「報告書の公表」と「弁明書の公表」は同時？タイムラグ？	報告書の公表と弁明書の公表は、同時に行います。	エ
14	3頁	第8条第3項	・「－受けとった日から－」→「－受理した日の翌日から起算して14日－」？（配達証明？）	期間を「日」で定めた場合、原則として期間の初日は算入しませんので、「－の翌日から起算して」は不要と考えます。 なお、議長から対象議員への文書通知については、手渡しを想定しています。	エ
15	3頁	第9条第1項	・「－講じるものとする。－」→「－講じなければならない。」？	「－ものとする。」は、原則や方針を示す場合に用いる用語であり、案のとおりとさせていただきます。	エ
16	3頁	第9条第1項各号	・各号は、「－こと。」でも可と考えます。	ご意見のとおり、案のままとさせていただきます。	イ
17	3頁	第9条第1項第3号	・「前2号」とは、「警告」の号のみ？→「前各号に規定する－」？	本市の例規においては、ある条・項・号において、その直前に先行する2つの条・項・号を指示する場合は「前2条」「前2項」「前2号」と表記し、その直前に先行する条・項・号の全てを指示する場合で、その指示する条・項・号の数が4つ以上の場合は「前各条」「前各項」「前各号」と表記しています。	エ
18	4頁	第11条	・「逐条解説」各項目は、別に規則等で定める？	逐条解説は、本条例を運用する際の指針として活用することとし、別に規則等で定める予定はありません。	エ